

4 安心・安全な暮らしづくり

(2) がん対策の推進

国への提案事項

1 がん検診の実施主体の法的明確化について

- 効果的・効率的な受診勧奨を実施するために、検診実施者の役割や検診対象者等を含め、がん検診の実施範囲について明確に法律に位置付け、実施を義務化すること。
- 職域におけるがん検診の対象者数、受診者数等のデータ把握や精度管理を可能とするため、保険者、事業主及び検診機関で統一されたデータフォーマットを使用し、必要なデータの収集等が可能な仕組みの構築を行うこと。

2 受動喫煙防止対策の強化に伴う保健所の体制強化について

- 受動喫煙防止対策については、改正健康増進法の全面施行(R2. 4月)により、飲食店等の施設管理者に対する規制が強化されるため、
 - ・ 保健所の指導的業務に関するガイドラインの作成や、人員増のための地方交付税措置を行うこと。
 - ・ 国の責任において、国民や関係団体への周知を十分に行い、円滑な施行に努めること。

【提案先省庁:厚生労働省】

4 安心・安全な暮らしづくり (2) がん対策の推進

広島県の取組



・がん検診受診率向上
キャンペーンの実施



・広島県がん対策推進
条例に基づく受動喫
煙防止対策の実施

現 状

・がん検診受診率の低迷
(H28国民生活基礎調査での受診率)

胃	肺	大腸	子宮頸	乳
40.5%	42.1%	38.8%	40.2%	40.3%

全て50%未満

・飲食店における禁煙・分煙
対策の実施率が低い

【禁煙・分煙実施率】

52.6%

【条例遵守率】

56.5%

【受動喫煙の機会を有する者の割合】

32.5%

(広島県調査)

課 題

区分	がん検診	特定健診
実施主体	市町村(努力義務) 職域(実施の義務なし)	保険者(義務)
検診対象者	住民 (年齢の規定なし)	40-79歳の者
対象者数等の データを把握する仕組み	市町村(あり) 職域(なし)	あり

※ 職域においては、対象者数等のデータを定期的に把握する仕組みがないことなどから、効果的な受診勧奨・再勧奨を実施することができていない。

● 受動喫煙の機会が多いと見込まれる飲食店等において受動喫煙防止対策が十分に進んでいるとはいえず、保健所等による対策の指導を進める必要がある。

目 標

- 5つのがん検診の受診率が50%以上(R4)
- 飲食店における受動喫煙の機会を有する者の割合が12%以下(R4)